都道府県フットボールセンター認定事業 認定要項

2006年10月19日承認

(趣旨)

- 第1条 財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という)が、都道府県サッカー協会が中心となって、サッカーファミリーに対する様々な事業を行い、各都道府県下におけるサッカー・スポーツのより 一層の振興を図るための拠点施設であるとともに、各種関連事業やその他の地域活動を通じて、地域の活性化や地域コミュニティの構築等に努める地域交流の拠点施設である「都道府県フットボールセンター」を認定するものである。
- 2 この要項は、都道府県フットボールセンターの認定に関して、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条グラウンド及び夜間照明、クラブハウス等の施設を所有する者を、「施設所有者」とする。
- 2 前項の「施設所有者」が所有する施設(グラウンド及び夜間照明、クラブハウス等の施設)を管理する者を、「施設管理者」とする。
- 3 前項の「施設管理者」には、地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)にともなう指定 管理者制度における指定管理者を含む。
- 4 この認定事業による認定を受けようとする申請者が提出する都道府県フットボールセンター認定申請書を「認定申請書」とする。
- 5 この認定事業による認定を受けた施設(都道府県フットボールセンター)を「認定施設」という。

(認定の対象となる施設)

第3条 この認定事業による認定の対象施設は、別記の「都道府県フットボールセンター認定要件」 に定めるとおりとする。

(施設認定申請書の提出)

- 第4条 この認定事業による認定を受けようとする申請者は、あらかじめ認定申請書を、別に定めるところに基づく「都道府県フットボールセンター運営計画書」と併せて、JFAに提出するものとする。
- 2 この認定事業による認定を受けようとする申請者は、都道府県サッカー協会とする。但し、施設 所有者が都道府県サッカー協会でない場合は、当該施設の施設所有者との連名により申請するもの とし、その場合の申請者は、都道府県サッカー協会と施設所有者の両者とする。

(認定の決定)

- 第5条 JFA は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、これを審査し、認定すべきものと認めたときは、認定の決定を行い、その申請者に認定決定通知書及び認定証を送付するものとする。
- 2 JFA は、前項の場合において、適正な認定を行うために必要があるときは、施設認定の申請に係る事項につき、修正を加え、又は条件を付して、認定の決定をすることができる。

(申請の取り下げ)

- 第6条 前条の規定による通知を受領した者は、当該通知に係る認定の決定の内容、又はこれに付された条件に対して不服があることにより、認定の申請を取り下げようとするときは、認定の決定の通知を受領した日から14日以内に、認定申請取下げ書をJFAに提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る認定の決定は、なかったものとみなす。

(認定の有効期間と更新)

- 第7条 認定の有効期間は、認定証の発行を受けた日より4年とし、更新を行うことができるものとする。
- 2 認定の有効期間後の更新を希望する申請者は、JFA に対して申請し、別に定めるところに従い、 新たに更新の認定を受けるものとする。

(認定施設の運営)

第8条 認定施設の施設管理者は、認定の決定内容及びこれに付された条件、その他この要項に基づく JFA の処分に従い、善良な管理者の注意をもって認定施設の運営を行わなければならない。

(運営計画の変更)

第9条 認定施設の運営方法が、認定の決定内容及びこれに付された条件に基づく運営計画を大きく 変更し、別の方法で運営を行う場合は、あらかじめ計画変更承認申請者を JFA に提出し、その承認 を受けなければならない。

(免責)

- 第 10 条 JFA は、認定施設の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保障、その他一切の保障を行わない。
- 2 認定施設の瑕疵・欠陥、又はこれらに関連する被害については、JFA は、その一切の責任を負わないものとする。

(公認の取り消し)

- 第 11 条 認定施設の施設所有者及び施設管理者が、本要項に違反した場合には、JFA は、都道府県サッカー協会と調整の上、施設所有者及び施設管理者に対し、指導勧告、警告、公認の取り消しの措置をとることができる。
- 2 前項の措置をとる場合には、対象となる施設所有者及び施設管理者の聴聞を実施するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は別に定める。

(改正)

第13条 この要項の改正は JFA 理事会の決議に基づき、これを行う。

附則

1 この要項は、平成 18年 10月 19日から施行する。

都道府県フットボールセンター認定要件

認定の対象施設は、原則的に、次に掲げる1から5の各号の要件全てに当てはまるものとする。

1.施設要件

原則的に、少なくとも次に掲げる全ての施設を隣接した空間に有すること。

1)グラウンド

認定の対象となるグラウンドは、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ(縦長 105 m×横幅 68m)を確保できる面積を有する人工芝若しくは天然芝のグラウンドとする。人工芝グラウンドの整備を行う場合は、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度」に基づき、人工芝ピッチ公認を受けるものとする。

2)夜間照明施設

認定の対象となる照明施設は、照明しようとする面積(以下「被照明面積」という)に対し、四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が200ルックス以上であり、また、被照明面積が7,140㎡(縦長105m×横幅68m)以上であること。なお、被照明面積は、ポール及び障害物から50cm.以上離れた内側の線をもって測定し、算出するものとする。

3)クラブハウス

認定の対象となる施設は、事務室、会議室、談話室、更衣室、用具室、シャワー室、医務室、カフェテリア、調理室、トレーナー室、託児室等、クラブハウスに必要な室で構成し、原則として、延床面積が 250 ㎡以上とする。なお、設計、仕様等に関しては、あらかじめ JFA の承認を得るものとする。

2.施設の利用に関する要件

当該施設は、都道府県サッカー協会が主体的に利用できる施設であるものとし、都道府県サッカー協会が年間総稼動時間のうち、原則として、5分の4を利用できるものとする。

3. 認定施設の名称に関する要件

JFA は、本認定制度に基づき、認定を受けた施設を、「 県フットボールセンター」と認定し、 命名する。但し、「 県フットボールセンター」の名称は、当該施設の正式名称でなくとも良く、 呼称/愛称等として掲げるものでも良いものとする。

4.実施事業等に関する要件

1) 当該施設は、都道府県サッカー協会が主体となって、次に掲げるような事業を実施するための拠点施設とし、「JFA スポーツマネジャー」の資格保持者(JFA スポーツマネジャーズカレッジを了者)「JFA スポーツマネジャーズカレッジ」の受講予定者、若しくは、各種事業の運営の実務経験を5年以上有する者が、その運営に携わること。

都道府県サッカー協会主催大会 / フェスティバル

トレセン 指導者講習会 審判講習会 JFA キッズプログラム エリートプログラム サッカークリニック(キッズ・レディース等) Jクラブ/総合型地域スポーツクラブ等との連携事業 地域(学校・幼稚園等)への開放 地域活動 その他

2)その他、当該施設は、原則として、次の機能を有する施設であること。 都道府県サッカー協会の事務局機能(一部機能のみも可) 都道府県下におけるサッカー関連情報発信機能

5.施設の所有/管理形態に関する要件

当該施設は、必ずしも、都道府県サッカー協会が自己所有しなくとも良く、施設の所有/管理形態については、次のケース1から9の形態の何れかにあてはまるものとする。

<施設の所有形態>	<施設の管理形態>		
1)自己所有	1)自己管理	•••••	ケース 1
	2)関係団体管理	•••••	ケース 2
	3)他団体管理		ケース3
2)関係団体所有	 1)自己管理	•••••	ケース4
	2)関係団体管理	•••••	ケース5
	3)他団体管理	•••••	ケース6
3)他団体所有	 1)自己管理	•••••	ケース7
	2)関係団体管理	•••••	ケース8
	3)他団体管理		ケース 9

施設の所有形態の「自己所有」については、施設のみの所有形態を示し、用地の所有形態は問わない。

「関係団体」とは、都道府県サッカー協会の役員が参加する法人等、特に関係の深い団体を示す。

以 上

都道府県フットボールセンター整備助成事業 助成金交付要項

2006年10月19日承認

(趣旨)

- 第1条 財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という)が、都道府県サッカー協会が主体となって 行う「都道府県フットボールセンター認定事業 実施要項」に定めるところの都道府県フットボール センターの整備事業に対し、助成を行うものである。
- 2 この要項は、都道府県フットボールセンター整備助成金の交付に関して、必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この助成金による助成の対象となる事業を「助成対象事業」とする。
- 2 この助成金による助成の対象となる者を「助成対象者」とする。
- 3 この助成金による助成の対象となる経費を「助成対象経費」とする。
- 4 この助成金による助成事業を行う者を「助成事業者」とする。
- 5 JFA 寄付行為第 14 条に定める事業年度を「事業年度」とする。
- 6 第4項の「助成事業者」が助成金を財源の全部又は一部として補助する事業を「間接助成事業」 とし、「間接助成事業」を行うものを「間接助成事業者」とする。
- 7 第3項の「助成対象経費」により取得し、又は効用の増加した財産を「取得財産等」とする。

(助成の対象となる事業等)

第3条 この助成金による助成対象事業及び助成対象者並びに助成対象経費は、別記の「都道府県フットボールセンター整備助成事業 実施要領」に定めるとおりとする。

(助成金交付要望書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付要望書を、別に定めるところに従い、JFAに提出するものとする。

(交付の内示)

第5条 JFA は、前条の規定による助成金交付要望書の提出があったときは、これを審査し、JFA 理事会の議を経て、助成しようとする事業及び交付しようとする助成金の額を内定し、その助成金交付要望書を提出した者に助成金交付の内示を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定による内示を受領した者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書を、別に定めるところに従い、JFAに提出するものとする。

(交付の決定)

- 第7条 JFA は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、JFA 理事会の議を経て、交付の決定を行い、その申請を行った者に助成金交付決定通知書を送付するものとする。
- 2 JFA は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に 係る事項につき、修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

- 第8条 前条第1項の規定による通知を受領した者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から14日以内に、助成金交付申請取下げ書をJFAに提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第9条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要項に基づく JFA の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならず、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

- 第 10 条 助成事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき又は助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を JFA に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。
 - ア 助成金の交付を受けた年度内における工事期間を変更する場合
 - イ 当該施設の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず、かつ第6条第1項により交付された助成金 の額に影響を及ぼさない範囲内の設計変更をする場合
 - ウ 第7条第1項により交付された助成金の額に影響を及ぼさない範囲内で、助成事業ごとの助成 対象経費の10%以内の額を変更する場合
- 2 第7条第1項の規定は、前項の場合において準用し、計画変更の承認及び変更交付決定通知書を助成事業者に送付するものとする。
- 3 JFA は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第 11 条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業中止(廃止)承認申請書を JFA に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第 12 条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は その遂行が困難となった場合は、速やかに JFA に報告し、その指示を受けなければならない。 2 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合において、助成金の交付の 決定を受けた年度を越えて期間を延長する必要があるときは、期間延長承認申請書を JFA に提出し て、その承認を受けなければならない。ただし、その承認された期間を当該年度内において更に延 長する必要がある場合は、この限りでない。

(支払申請)

第 13 条 助成事業者が、助成金の支払いを申請するときは、助成金支払申請書を JFA に提出しなければならない。

(状況報告)

第 14 条 助成事業者は、助成事業の遂行及び支出状況について JFA から報告を求められたときは、 速やかに助成事業状況報告書を JFA に提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

- 第 15 条 JFA は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 JFA は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時 停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第 16 条 助成事業者は、助成事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書を JFA に提出しなければならない。
- 2 助成事業者は、事業年度が終了したときに助成事業が未完了の場合は、事業年度終了に伴う実績 報告書を助成金の交付の決定を受けた翌年度の4月5日までにJFAに提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 17 条 JFA は、前条第 1 項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書を当該助成事業者に送付するものとする。

(是正のための措置)

- 第 18 条 JFA は、第 16 条第 1 項の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の実施結果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。
- 2 第 16 条第 1 項の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の決定の取消し等)

第 19 条 JFA は、第 11 条の規定による助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に

該当する場合は、第 5 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (2) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (3) 助成事業者が、その他この要項に違反した場合
- (4) 間接助成事業者が、当該助成金を間接助成事業以外の用途に使用した場合
- (5) 間接助成事業者が、間接助成事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (6) 間接助成事業者が、その他この要項に違反した場合
- (7) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合
- 2 前項の(1)から(6)の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後に おいても適用があるものとする。
- 3 JFA は、第1項の(7)の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、JFA が認めた場合に限り、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

- 第20条 JFA は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 JFA は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。
- 3 第1項の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。

(調査等)

- 第 21 条 JFA は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、助成事業者若しくは間接助成事業者に対し報告をさせ、又は JFA 職員その他 JFA が指定する者にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。
- 2 JFA は、前項の規定による調査等により、当該助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(財産の管理等)

第 22 条 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

- 第23条 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の設備、機械及び器具については、別に定める期間内において、JFAの承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- 2 JFA は、前項の場合において、承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を JFA に納付させることができる。

(助成金の経理)

- 第 24 条 助成事業者は、収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、 助成金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 助成事業者(都道府県/市町村を除く。)は、金融機関に助成事業についての専用の口座を設けておかなければならない。
- 3 助成事業者は、第1項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに 助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(ロゴマーク等の表示)

第 25 条 助成事業者は、助成事業の実施に際し、別に定めるところにより助成金による助成事業である旨の記載及びロゴマークの表示を行わなければならない。

(助成事業の公開等)

- 第 26 条 助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。
- 2 JFA は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(間接助成事業)

第 27 条 助成事業者は、間接助成事業者に補助を行うときは、第 7 条から第 25 条までの規定に準じて条件を付さなければならない。

(その他)

第28条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第29条 この要項の改正は JFA 理事会の決議に基づき、これを行う。

附 則

1 この要項は、平成 18 年 10 月 19 日から施行する。

都道府県フットボールセンター整備助成事業 実施要領

1. 助成対象事業

助成対象事業は、都道府県サッカー協会が主体となって行う「都道府県フットボールセンター認定要項」に定めるところの都道府県フットボールセンターの整備事業のうち、次の各号に該当する事業とする。

- 1)グラウンド新設/改修事業
- 2) 夜間照明施設新設/改修事業
- 3)クラブハウス新設/改修事業
- 4)屋内施設新設/改修事業

但し、上記のうち、4)「屋内施設整備事業」については、豪雪地域特例とし、JFA が特に認めた場合にのみ、該当するものとする。

2. 助成対象者

助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1)都道府県サッカー協会
- 2)都道府県/市(特別区を含む)町村
- 3)民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定による法人であるスポーツ団体、若しくは、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項の規定による法人であるスポーツ団体及びそれに準ずる者(以下「公益法人のスポーツ団体」という)

3.助成対象経費及び助成金の額等

1) グラウンド新設/改修事業

助成対象経費の内容は、新たにグラウンドを整備するため、若しくは、施設を全面的に 改修するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗 渠排水網整備等の付帯工事費(設計に要する経費を含む)、工事に必要な事務経費として の付帯事務費(工事費の100分の1を限度)とする。

上記のうち、助成対象経費の限度額は 9000 万円とし、助成金の額の限度額は 4500 万円とする (助成率 2 分の 1)。

助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチ(縦長 105m×横幅 68m)を確保できる面積を有するグラウンドとする。人工芝グラウンドの整備を行う場合は、「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度」に基づき、人工芝ピッチ公認を受けるものとする。

2)夜間照明施設新設/改修事業

助成対象経費の内容は、夜間照明施設を整備するため、若しくは、改修するための、投 光器、ポール、装柱材料、分電盤、変圧器、配線等の工事費、及び工事に必要な事務経 費としての付帯事務費(工事費の100分の1を限度)とする。

上記のうち、助成対象経費の限度額は 3000 万円とし、助成金の額の限度額は 1500 万円とする(助成率 2 分の 1)。

助成の対象となる施設は、照明しようとする面積(以下「被照明面積」という)に対し、四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であって、地上面における平均照度が200ルックス以上であり、また、被照明面積が7,140㎡(縦長105m×横幅68m)以上であること。なお、被照明面積は、ポール及び障害物から50cm.以上離れた内側の線をもって測定し、算出するものとする。

3)クラブハウス新設/改修事業

助成対象経費の内容は、クラブハウスを整備するため、若しくは、施設を全面的に改造するほか、施設の一部を転用するなど内部改造を行うことにより、クラブハウスの機能を充実させるための、建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組み、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けたれた諸設備等の本工事費、及び当該工事に係る電気、給排水衛生等の附帯工事費(設計に要する経費を含む)、工事に必要な事務経費としての付帯事務費(工事費の100分の1を限度)とする。ただし、改築の場合、解体費、撤去費は助成対象経費に含めない。

上記のうち、助成対象経費の限度額は 3000 万円とし、助成金の額の限度額は 1500 万円とする (助成率 2 分の 1)。

助成の対象となる施設は、事務室、会議室、談話室、更衣室、用具室、シャワー室、医務室、カフェテリア、調理室、トレーナー室、託児室等、クラブハウスに必要な室で構成し、延床面積が 250 ㎡以上とする。なお、設計、仕様等に関しては、あらかじめ JFA の承認を得るものとする。

4)屋内施設新設/改修事業

新たに屋内サッカー施設を整備するための、基盤整形、土壌基盤造成、播種、張り芝等に要する本工事費、及び暗渠排水網整備等の付帯工事費(設計に要する経費を含む)工事に必要な事務経費としての付帯事務費(工事費の100分の1を限度)とする。

上記のうち、助成対象経費の限度額は 3000 万円とし、助成金の額の限度額は 1500 万円とする(助成率 2 分の 1)。

助成対象事業は、敷地が確定しているとともに、整備にふさわしい環境にあり、かつ利用しやすい位置にあることとする。また、助成の対象となる施設は、縦長 60m以上×横幅 40m以上のピッチ面積を有するグラウンドとする。

屋内施設新設/改修事業は、豪雪地域特例とし、JFA が特に認めた場合にのみ、該当するものとする。

1つの計画に対する助成金の額は7500万円を上限とする。但し、豪雪地域特例として屋内施設整備事業を計画に含む場合は、9000万円を上限とする。

4.計画の策定/助成金の申請等

- 1)助成金の申請にあたっては、助成対象者は、「都道府県フットボールセンター整備・運営計画書」を、別に定めるところに従い提出し、JFAの承認を受けるものとする。但し、助成対象者が都道府県、若しくは市町村、公益法人のスポーツ団体等の場合は、都道府県サッカー協会と協議の上、両者の同意に基づき、「都道府県フットボールセンター整備・運営計画書」を作成するものとする。
- 2)助成金の申請は、助成対象者がそれを行う。但し、助成申請者が都道府県、若しくは市町村、公益法人のスポーツ団体等の場合は、都道府県サッカー協会を通じて、助成申請者が助成金の申請を行うものとする。

5. その他

- 1)都道府県、若しくは市町村、公益法人のスポーツ団体等が交付要望書を提出する事業にあっては、直近の議会で予算が議決されることが見込まれる事業であることとする。
- 2)交付要項第23条第1項の別に定める期間は、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号)」を準用するものとする。
- 3)助成事業により整備される都道府県フットボールセンターは、「JFA スポーツマネジャー」の 資格保持者 (JFA スポーツマネジャーズカレッジ修了者)、「JFA スポーツマネジャーズカレ ッジ」の受講予定者、若しくは、各種事業の運営の実務経験を 5 年以上有する者が、運営に 携わる拠点施設であること。

以 上